



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。
▼問合せ 市民協働課

自転車を安心・安全に利用するために

自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

平成28年4月1日から、「大阪府自転車乗用の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車を利用される65歳以上の高齢者を対象に自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

松原市セーフコミュニティ交通安全全対策委員会では以前より、高齢者が自転車乗用中に交通事故で頭部受傷の割合が高いことから、交通安全教室などで啓発活動を行ってきまし
た。さらにヘルメットの着用推進対策



を検討した結果、多くの高齢者にヘルメットを着用してもらうため、同年4月1日から、高齢者自転車用ヘルメット購入費助成制度を開始することとなりました。松原市では既に900人近い高齢者が自転車用ヘルメットを購入されています。これは大阪府下の市町村で一番多い数であり、取り組みの大きな成果です。自転車に乗る時は頭部を守るためヘルメットをかぶりましょう。

夜間に外出する際は反射材を付けましょう！

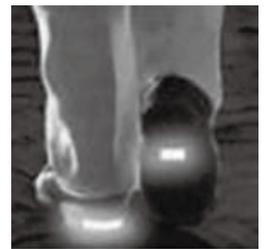
松原市の平成27年中の交通事故発生件数は597件で、前年に比べ76件減少しており、毎年減少傾向となっています。平成27年中の松原市での時間帯別の交通事故発生件数を見てみると、午後4～6時、次に午

平成27年中の市内の時間帯別交通事故発生件数

出典：警察統計

時間帯	件数	時間帯	件数
午前0時～2時	11件	正午～午後2時	61件
2時～4時	5件	午後2時～4時	60件
4時～6時	9件	4時～6時	89件
6時～8時	73件	6時～8時	82件
8時～10時	73件	8時～10時	38件
10時～正午	71件	10時～午前0時	25件

後6時～8時の時間帯での事故が多くなっています。特に夜間時は見えにくいことで事故に遭ってしまうケースは少なくありません。夜間時にウォーキングなどで外出される際には、反射材を身に付けることで交通事故から身を守りましょう。



また「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、夜

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

間において自転車を利用される場合は「自転車の側面に反射器材を備えるよう努めなければならない」と定められています。夜間に自転車を利用する際は、反射材を備えつけ、安心・安全な自転車利用を心がけましょう。

